

(一 部分は平成二十五年七月十一日に施行することとする部分)

水防法及び河川法の一部を改正する法律要綱

第一 水防法の一部改正

一 水防計画における河川管理者の協力に関する事項の記載

都道府県知事又は指定管理団体の水防管理者は、水防計画に河川管理者による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならぬものとすること。

(第二条、第七条及び第三十三条関係)

二 国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水予報等の関係市町村長への通知

洪水予報等の通知をした国土交通大臣又は都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならないものとすること。

(第十三条の二関係)

三 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

1 | 市町村防災会議は、浸水想定区域内に大規模工場等でその浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限り、市町村地域防災計画において、当該施設の名称及び所在地について定めるものとすること。

2 | 市町村防災会議は、市町村地域防災計画において地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称及び所在地を定めるときは、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織が置かれた施設についてはその構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとすること。

3 | 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、及び公表するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならないものとすること。

4 | 市町村長は、必要があると認めるときは、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防

止を図るために必要な訓練のその他の措置に関する計画を共同して作成するよう勧告をすることができるものとすること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者が当該施設の利用者の避難の確保及び浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は管理者に対し必要な指示をすることができるものとともに、正当な理由がなくその指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができるものとすること。

6 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の避難の確保を行るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該施設の利用者の避難の確保のための訓練を実施するほか、当該施設の利用者の避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならないものとすること。

7 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、当該施設の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画

施設の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画

で定めるところにより当該施設の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該施設の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならないものとすること。

(第十五条から第十五条の五まで関係)

四 水防協力団体の対象範囲及び業務

1 水防管理者は、第三十七条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができるものとすること。

2 水防協力団体の行う業務に、水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供することを追加するものとすること。

五 その他所要の改正を行うものとすること。

(第三十六条及び第三十七条関係)

第二 河川法の一部改正

一 津波の明確化

目的等の規定において、「津波」を明記すること。

(第一条、第二十二条、第七十五条及び第七十九条の二関係)

一 河川管理施設等の維持又は修繕

1 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならないものとすること。

2 河川管理施設又は許可工作物の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定めるものとし、当該技術的基準は、河川管理施設又は許可工作物の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならないものとすること。

三 水防管理団体が行う水防への協力

河川管理者は、都道府県又は指定管理団体の水防計画に河川管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとすること。

(第二十二条の二関係)

四 流水の占用の登録

1 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水その他これに類する流水として政令で定

めるものののみを利用する発電のために河川の流水を占用しようとするところにより、河川管理者の登録を受けなければならないものとすること。

2 河川管理者は、1の登録の申請があつたときは、3により登録を拒否する場合を除き、政令で定める事項を第十二条第二項の水利台帳に登録しなければならないものとすること。

3 河川管理者は、1の登録の申請が次のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならないものとすること。

- (1) 申請者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。
- (2) 申請者が第七十五条第一項の規定により許可、登録又は承認の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者であるとき。
- (3) 申請者が法人又は団体であつて、その役員が(1)又は(2)のいずれかに該当する者であるとき。
- (4) 第二十三条の許可を受けた水利使用のために取水した流水を利用する発電のために河川の流水を占用しようとする場合において、申請者と当該許可を受けた者とが異なるときは、当該申請者が当

該申請に係る流水の占用について当該許可を受けた者の同意を得ていないとき。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、国土交通省令で定める場合に該当するとき。

4 水利使用に関し、1の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可の申請があつた場合においては、関係行政機関の長との協議、関係地方公共団体の長の意見の聴取、水利使用の申請があつた場合の関係河川使用者への通知及び国土交通大臣との協議を要しないものとすること。

(第二十三条の二から第二十三条の四まで、第三十五条、第三十六条、第三十八条及び第七十九条関係)

五 土地の占用等に関する水防管理団体等の特例

水防管理団体又は水防協力団体が行う水防に必要な器具、資材又は設備を保管するための倉庫その他これに類する施設として国土交通省令で定めるものの設置に必要な土地の占用の許可等については、水防管理団体又は水防協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの許可等があつたものとみなすものとすること。

(第三十七条の二関係)

六 河川協力団体

1 河川管理者は、2の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができるものとすること。

2 河川協力団体は、河川管理者に協力して河川工事又は河川の維持を行うこと等の業務を行うものとすること。

3 河川管理者の河川協力団体に対する監督等を定めるものとすること。

4 國土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、2の業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うものとすること。

5 河川協力団体が2の業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な工事等の承認、土地の占用の許可等については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの許可等があつたものとみなすものとすること。
(第五十八条の八から第五十八条の十二まで関係)

七 河川管理施設の維持等の委託

1 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他

これに類する河川の管理に属する事項を当該事項を適正かつ確實に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するものに委託することができるものとすること。

2 関係地方公共団体及び1に定める者が委託を受けた事項の実施に必要な工事等の承認、土地の占用の許可等については、当該委託を受けた者と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの許可等があつたものとみなすものとすること。

(第九十九条関係)

八 その他所要の改正を行うものとすること。

第三 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第一の二及び四に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

(附則第一条関係)

一 所要の経過措置を定めるものとすること。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとすること。

(附則第六条から第十五条まで関係)